

2024年10月吉日

埼玉県知事 大野 元裕 様

埼玉県市民ネットワーク  
生活クラブ生活協同組合  
一般社団法人 埼玉ワーカーズ・コレクティブ連合会  
特定非営利活動法人 大人の学校  
特定非営利活動法人 コミュニティケアクラブ埼玉

## 2025年度 予算要望及び政策提言書

近年の異常気象が年々激化している中、埼玉県内でも大雨・突風・河川の氾濫などに見舞われ、県民の不安は高まっています。そんな状況下、知事におかれましては、県民の安全・生活の向上・充実のためにご尽力されていますことに、心より敬意と感謝を申し上げます。

私たちは5団体で構成する運動グループとして、よりよい地域共同社会を実現するため、各団体が重層的に連携を高め、協働し、自治する人を増やす活動に取り組んでおります。

『生活クラブ生活協同組合』は、共同購入の中で一般市場の商品の価値を問い直し、自らの使用価値に基づいた消費材を生産者とともに作り続ける運動を行ってきました。その運動から、地域に根差した新しい経済の循環を作り出す『ワーカーズ・コレクティブ』運動や、新たな政治参加の仕組みである「代理人運動」を創出し『市民ネットワーク』を設立しました。さらに学び合う場である『大人の学校』や、助け合いの仕組みづくりを進めるための中間支援組織『NPO 法人コミュニティケアクラブ埼玉』を創設してきました。

現在、地球規模での気候危機・紛争の長期化、日本社会では、物価の高騰、ますます拡大する貧富の格差・少子高齢化など、多くの深刻な問題を抱えています。それらの解決策は急務となっております。

私たちの熱い思いを込め、今年も、要望・提言を上げさせていただきました。ご査収の上、実現に向けてのより一層のご尽力をお願い申し上げます。

### 1. 持続可能で豊かな地域循環型社会を次世代に残すために

2024年5月より第7次エネルギー基本計画の検討が始まりました。今、地球は沸騰状態に向かっています。2023年は観測史上最も暑い年を記録し、2024年はさらに高い水準で推移しており、これまで経験していない領域に入っています。これは、これまでの経済発展とともに化石燃料を利用し続けていることが大きな要因です。このような中、政府はアンモニア混焼やCCSで火力発電所を温存しようとしています。今すぐに火力発電をやめ、化石燃料に依存することから持続可能な資源に転換することが必要です。

#### (1) 再生可能エネルギーを普及拡大してください

政府は、脱炭素政策として原子力発電所を推進しようとしています。2024年1月1日に能登半島で大きな地震が起きたように、日本は地震大国です。地震等によりひとたび原子力発電所で事故が起きると、埼玉県内でも3.11で経験したように安心安全な日常生活が脅かされます。また、核のゴミは10万年間にもわたり保管が必要であり、次世代、その先の世代にまで核のゴミ管理の負担と被ばくの不安を受け継がせることになります。県は国の下請けではありません。国の政策と県の政策を照らし合わせ、県として必要な態度表明を求めます。また、県内でさらに再生可能エネルギーを普及するための施策の検討、および速やかな実行、情報発信を強く求めます。

- ① 新建築物の高断熱化・高効率設備の設置とともに、再エネ設備や蓄電池等を備えるなど国の施策を前倒しし、助成策等を考慮し誘導してください。
- ② 県の施設を含め既存のビルやマンションなどの建築物の屋上に再エネ設備や蓄電池等を備えるための方策を行ってください。
- ③ 県有施設で使用する電力調達にあたっては、再生可能エネルギーからの調達を基本とすることを求めます。
- ④ 2023年5月に GX 推進法、GX 脱炭素電源法の2つの法案が成立しました。第6次エネルギー基本計画では、原子力発電を可能な限り低減するとした方針から原子力発電推進に転換しました。第5次埼玉県環境基本計画の気候変動対策の推進にあるように再生エネルギー普及拡大が脱炭素社会の実現と持続可能な社会の実現に必要な対策です。埼玉県として原子力発電推進ではなく、再生可能エネルギー促進に向けて方針転換を求める意見提出を求めます。また県内でさらに再生可能エネルギーを普及するための施策の検討、および速やかな実行を強く求めます。
- ⑤ 再生可能エネルギーの拡大にあたっては、メガソーラーにとどまらず、一定面積内での開発の総量規制の条例策定を検討してください。山林、平地林等の広がる地域では、虫食いのような乱開発がなされ生活環境が一変しています。

## (2) 温室効果ガス吸収源対策として、森林資源の循環利用と都市部における住宅・建築物の木造・木質化を強化してください

埼玉県では森林の蓄積量が毎年増えているにもかかわらず、使用されないことで若返りができず、災害に脆弱な森林が増えています。森林は、二酸化炭素の吸収だけでなく、都市部の住宅・建築物の木造化・木質化による炭素固定によって、地球温暖化の防止に役立つと同時に、県内の木材を使うことで、運搬時の二酸化炭素の排出量(ウッドマイレージ CO2)も削減されます。木材は断熱性や調湿性に優れており、高温多湿の日本の気候にあった素材です。住宅・建築物の木造・木質化は、再エネ設備とあわせて促進することで、ミニマムなエネルギーで快適な生活空間の形成に寄与します。都市部における住宅・建築物の木造・木質化強化を求めます。

- ① 2024年度から森林環境税の徴収が始まりました。県には「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」として使う責任があります。特に、ほぼ森林のない市町村に対し、建築物の木造化・木質化など、十分に森林整備に活用される取り組みが出来るよう支援してください。
- ② ウッドショック対策の一環として県産材の安定供給が図られるよう、ネックとなっている丸太の生産の強化や、木材の乾燥施設の充実に取り組んでください。

- ③ 県産材の循環利用のためには、林業及び木材産業を担う人材が必要です。森林を支える人材の確保・育成に取り組んでください。
- ④ 埼玉県が取り組んでいる「県産材を使用した住宅等への補助制度」については、県民の大きな期待があるにもかかわらず、予算が過少で年度の前半には募集が打ち切られております。取組の強化を要望します。
- ⑤ 通称「都市(まち)の木造化推進法」で新たに導入された協定制度の活用や、これと連携した助成措置により民間事業者が取り組む木造・木質化を強力的に推進してください。

### (3) 循環型・環境保全型農業を推進し、埼玉の食と農を守る方策を強化してください

埼玉県は東京都の隣県である利を活かし、都市農業が盛んです。また、有機農業振興に向け、研修会や情報交換のためのプラットフォームの開設などが行われ、同時に意志ある農業者による有機農業の実践も広がっています。農家の種取りによって種子を守り受け継ぐことの可能な農業と食の安定供給を可能にするため、さらに食と農を守るために次の施策に取り組んでください。

- ① 地場産食材やオーガニック食材を学校給食に活用し、子どもたちの健康向上に役立てるとともに、安定的な販路拡大で有機農家を支援する方策に力を入れてください。
- ② 埼玉県の伝統的な在来種の発掘調査、種の補完、再活用を目的とした種子ジーンバンクを設立し、農家が無償で作り続ける制度を策定してください。
- ③ 県が開発した種苗を購入した農家は、それ以降許諾手続きを不要とし、埼玉県が開発してきた種子情報を民間に提供する際には、県議会の承認を要する条例の制定、農業経済に与えるアセス調査を行う審議会の設立を求めます。
- ④ 農水省が2021年5月に「みどりの食糧システム戦略」として、2050年までに農林水産業のCO2ゼロミッション化実現、化学農薬50%削減、化学肥料30%削減、有機農業面積を100万 ha(全体の25%)に拡大するといった14の目標を掲げました。3年経過した今、埼玉県としての取り組みを検証し、この目標を達成させるために必要な新たな行動計画を示してください。
- ⑤ 埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画は、持続可能な食糧システム構築のため大変重要だと考えます。実践している農業従事者への「みどり認定」の周知や必要な技術指導と助言を引き続き行ってください。取り組み事例の共有に努めて、環境負荷低減事業活動に取り組む農業従事者の認定を更にすすめてください。  
農業従事者への周知と共に、消費者に対しても「みどり認定」の周知を行い、環境負荷低減に取り組む農業従事者を消費の面で支えられるような広報を行ってください。地域で消費することが地域食料自給を支えます
- ⑥ 農業人口は減少し、県内自給力は横ばいの状況です。次世代の新規就農を促進するため、新規就農者への住宅支援、給付金の増額支援に取り組んでください  
地場産食材や有機食材、特に有機米を学校給食に活用し、子どもたちの健康向上に役立て

るとともに、安定的な販路拡大で有機農家を支援する方策に力を入れてください。

- ⑦ ゲノム編集されたトマトがスーパー等で販売されるようになりました。シシリアンルージュハイギャバとして陳列されていますが、ゲノム編集であることの表示がされていません。消費者が選択できるように表示を義務化するよう国に働きかけてください。

#### (4) 様々な環境保全に向けた方策を強化してください

埼玉県の面積の約3割が山地となっています。埼玉県内にあるその貴重な森林資源や水資源、平地林、生活環境の健全な保全管理や環境改善に努めてください。

- ① 水源を守り、ライフラインである水を守るために、森林の保全と活用をすすめる方策に力を入れてください。
- ② 埼玉県指定旧跡「三富開拓地割り遺跡」であり、世界農業遺産(大都市近郊に今も息づく武蔵野の落ち葉堆肥農法)としても認定された「三富新田」を含む武蔵野地域の循環型農業の推進と環境保全活動を活性化してください。
- ③ 埼玉県内にも広く被害が確認されているカシノナガキクイムシによるナラ枯れが止まりません。県として調査研究をすすめ、ナラ枯れ被害の情報共有、被害対策の検討及び実施方針の取りまとめと情報発信を求めます。
- ④ 資源を海外に依存している日本は、他国の事情により資源を調達できなくなる場合も想定できます。資源を無駄なく使い、資源の循環をすすめるために、環境負荷のかかるリサイクルではなく、2R(リデュース、リユース)を推進する施策をすすめてください。
- ⑤ 環境負荷の少ない、せっけんの利用をすすめる方策をすすめてください。  
また、近年広がっている芳香剤や柔軟仕上げ剤等により引き起こされる「香害」に苦しむ人が多くなっています。公共の場などで「香りのエチケット」を啓発し、香料の化学物質によってさまざまな健康被害が誘発される香害について、教職員、養護教諭および学校医等に向けた研修や情報提供を行うことを求めます。また、香りを持続させるために使われるカプセルはマイクロプラスチックとなることを、県民に広報してください。
- ⑥ 生物多様性の損失を食い止め回復させるネイチャーポジティブの実現、埼玉県における30by30の早期達成に向けたロードマップの策定をしてください。
- ⑦ 近年の気候変動への対策として、「グリーンインフラ」を整備してください。例えば、施設や道路における「まちなか緑」(小さな緑地や街路樹など)を増やすことや、雨水を一時的に貯留する「雨水タンク」や、ゆっくりと地中に浸透させる「雨庭」を整備してください。

## 2. その人らしく働き、人間らしい暮らしが保障されるために

(1) 地域共生社会に向けた住民参加のまちづくり・社会的連帯経済の基盤整備づくりを進めてください

急速な高齢化・少子化による人口減少が広がっている中、介護・障がい・子ども・生活困窮などの地域課題は多岐にわたり、複合化・複雑化しています。こうした状況に対し厚生労働省では2019年12月に、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」において、「地域に重層的なセーフティネットを確保していく観点として、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進し、福祉分野に留まらず、多種多様な分野、領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、更なる展開が生まれる“場”となるプラットフォームの構築が望まれる」と取りまとめました。この提言を県内で実行するために以下の点について、対応をすすめてください。

- ① 制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超え、地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握しやすい環境が整うよう各自治体を支援してください。
- ② 子ども食堂や単身者なども含めた「みんな食堂」、コミュニティカフェなど、住民同士が出会い参加し、支え合いができる場や居場所の確保に対して適切な支援をしてください。
- ③ 地域におけるコーディネート機能を充実させ、住民の主体的参加を促して、重層的なつながりやネットワーク連携が広がるための対等互恵なプラットフォーム(社会的連帯経済)づくりを各自治体にすすめてください。

## (2) 協同組合について県民へ広く周知してください

2023年11月3日国連総会は、2025年を2012年に続き2回目の「国際協同組合年(IYC2025)」とすることを宣言しました。

この宣言は、「社会開発における協同組合」と題する国連決議のなかで、協同組合の取り組みをさらに広げ進めるため、また、持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた協同組合の実践、社会や経済の発展への協同組合の貢献に対する認知を高めるために、国連、各国政府、協同組合が、この機会を活用することを求めています。

私たち県民の暮らしをとりまく環境が厳しくなるなか、経済の知識や社会の仕組みとして金融や株式、投資について学校の現場でも学ぶ機会が増えてきていますが、人々の支え合いやつながり、信頼を基礎とした社会基盤を作る取組み、それらを実践している協同組合の活動を学ぶことはとても重要です。人と自然が持続可能な暮らしと環境を維持できるよう、労働者協同組合法も含めて県民へ、とりわけこれからの社会を担う子どもたちへ幅広く「協同組合の価値と実践」を周知してください。

## (3) 労働者協同組合やワーカーズ・コレクティブ支援を強化してください

2021年10月に労働者協同組合法が施行されました。しかし、埼玉県内でのその周知は広まっているとは言えず、設立の動きは多くない状況です。

ワーカーズ・コレクティブは労働者協同組合法が目的とする事業を行ってきましたが、「地域における多様な需要に応える事業」は、経営の安定、継続性には厳しいものがあり、簡単ではありません。労働者協同組合による起業の促進のために、必要な財源を確保し、県民への周知と理解促進を進めてください。ワーカーズ・コレクティブ事業の実態を把握し、以下の方策を実施してください。

- ① 労働者協同組合法を活用して起業を考える人々に対して県独自の手引きの作成及び強化のための働き掛け、相談窓口を5年間継続してください。
- ② 起業のきっかけをつくるために、公共事業の委託、例えば公共施設内に設置されて

いる飲食スペースのワーカーズ・コレクティブへの運営委託等を検討してください。

#### (4) 介護士や保育士などエッセンシャルワーカーの処遇改善や地域福祉を支える団体などへのさらなる支援をしてください

- ① 介護保険事業で働く介護員等及び保育士等のエッセンシャルワーカーの処遇改善が補助金や支援金で行われるのではなく、毎月の報酬を改善する中で位置付けられるよう、県から国に要望してください。
- ② 「最後まで地域の中で自分らしく生きられる社会のしくみづくり」を行うため、地域で活動している団体(労働者協同組合・ワーカーズ・コレクティブ・NPO法人・地域活動組織等)を持続的に支えていくための運営費補助及び仕事の委託等の仕組みづくりについて検討してください。

#### (5) 総合事業の推進について

- ① 厚生労働省は、生活支援・介護予防は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するため地域包括ケアシステムの基本となる要素であり、2025年に向け、介護保険制度の持続可能性を高め、地域の多様な主体・人材を活用し、地域包括ケアシステムを構築するためには、市町村が主体的に総合事業に取り組み、生活支援、介護予防の充実に努めることが必要であると言っています。

埼玉県総合事業の現状は、通所Aについては63市町村中41市町村が対応、通所B至っては7市町村が対応しているだけです。地域包括ケアシステム構築に向かって、各市町村に総合事業の参入を推進する対応をお願いします。また、総合事業は市町村の対応基準に隔たりがあり、通所より参入基準を厳しくしている市町村も見受けられます。総合事業の参入基準の統一を検討してください。

### **3. すべての人の権利を尊重し、誰もが自分らしく育つために**

分断や孤立が世界的に広がる中で、失業の増加、就労所得の低下、貧富の格差などが拡がり続けています。生活、子育て、介護に困難を抱える人も多く、差別や分断、自殺者が増えるなど、生きにくさを感じる社会構造になっています。

すべての人の権利を尊重し、誰もが自分らしく育つためのさらなる支援を求めます。

#### (1) すべての子どもたちに、自己肯定感を持ち生きる力を育む教育を保証してください。

- ① 違いを認め、協力し合える力をつけるためにも、障害のある子も無い子も共に学ぶインクルーシブ教育を求めます。
- ② 教育の充実を確保するために、教育課程の大学3年生に対し教員採用の内定をし、教職員の募集を120%に設定すること。現在スクールサポートスタッフだけでは現場は産休や育休、病欠に対応できていない現状です。さらなる人員確保をしてください。
- ③ 県では「誰もが学び活動できる教育環境整備推進事業」として、県内の137校の公立高校のうちエレベーターが未設置の高校の環境整備を行っています。毎年3件から4件設置が予

定されています。エレベーターが設置されることで、車椅子ユーザーの生徒の進学したい高校の選択肢が広がることが期待されます。しかし、エレベーター未設置校は依然多く、早急な整備を要望します。また、エレベーター未設置校に進学を希望する生徒がいた場合は、エレベーター設置までの昇降機の設置や周りの生徒への声がけなど、寄り添った対応ができるよう更なる周知をしてください。

- ④ 健康な身体を作るため、農薬や化学肥料を使わないオーガニック給食を目指してください。

## (2) 生活困窮に陥った人たちに寄り添い、暮らしを支えてください

「生活困窮者自立支援法」にあるように、県としてさまざまな支援の実施が求められており、相談支援、教育支援、住居確保支援をはじめ、支援会議など支援体制の整備、職員の研修などを充実させてください。

- ① 県営住宅や市営住宅を活用した居住支援・公営住宅の拡充を求めます。

## (3) 障がいを持つ人や多様な人々の移送サービスやコミュニケーションの手段を拡充してください

- ① 地域公共交通、自治体を跨いだデマンド交通、障がい者移送サービスなど多様な交通ネットワークの構築をさらに進めてください。

- ② 加齢性難聴者への補聴器購入補助制度を創設してください。

## (4) 社会的養護下にある子どもへの支援について

貧困・格差は増々拡大しています。生活意識別に世帯数の構成割合をみると、「苦しい」（「大変苦しい」と「やや苦しい」）が 53.1%となっており、世帯別では「苦しい」の割合は、「高齢者世帯」が 50.4%、「児童のいる世帯」が 59.2%となっています（厚生労働省 2021年 国民生活基礎調査）。こうした「苦しい」生活意識の増大が、子どもへの虐待増加の一因と考えられます。社会的養護下の若者については、困難な状況におかれているにも関わらず、自立に向けて働く事を求めても適切に仕事に就くための公的な制度や環境が整っていない現状です。児童養護施設等の退所者の離職率は全高卒社会人の離職率に比べ高い傾向にあり、体験就労の場や一時的な住居の提供など、自立するまでの支援が必要です。本人の意思に反して無理な自立を求められることがないよう、早急に支援施策を実行してください。働きにくさを抱えた若者と受け入れる側がお互いに認め合い、その人にあった働く場と働き方を選べる環境づくりを進めてください。

- ① 埼玉県として、埼玉県内の児童養護施設等を退所した人、これから退所を控えた児童に対して就労支援および住宅支援に取り組む団体や企業を支える制度について検討してください。

## (5) フードバンク活動への支援について

コロナ禍やウクライナ情勢を受け物価の高騰が続き、貧困家庭に更なる圧力をかけています。フードバンク活動が全国に広がり、社会インフラとしての役割を担うようになってきました。活動が正に命綱になっている現状があります。

フードバンク活動団体は、多くがボランティアに支えられて存続しています。それでも、どうしても事務所・倉庫・車両といった必要経費は掛かってきます。フードバンク活動をさらに支援してください。

## (6) 貧困家庭への支援について

生まれ育った環境によって、夢にチャレンジする機会を奪われているケースが多く見られます。貧困または困窮状態にある家庭とその子どもに対する支援は、貧富の差に関係なく、夢を持って社会に向き合える子どもを育むと同時に、経済的視点からも多大な社会貢献につながります。どの様な環境であっても、子どもたちが多様な挑戦ができる環境づくりを進めてください。

## (7) 性の多様性の尊重について

「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」に基づき、パートナーシップ、ファミリーシップ制度の導入、性の多様性に関する理解の増進、相談体制のさらなる整備など、多様な性の人々が尊重される埼玉県の実現を進めてください。

## (8) ジェンダー主流化の推進について

嵐山町にある国立女性教育会館(NWEC/ヌエック)の、研修棟と宿泊棟を維持し、対面による女性のエンパワーメント機能を強化するよう、国に働きかけてください。

国は、女性団体や地元の要望を受け施設の存続を決定したものの、一部施設は2030年をめどに撤去し、県に土地を返還するとしています。日本のジェンダーギャップ指数は118位と低迷し、より一層の男女共同参画推進が求められる中、専門性を持ち、対面で宿泊を伴う研修が可能な施設を廃止してはなりません。女性のエンパワーメントには安心して集まれる場所、学べる場所が必要です。ジェンダー主流化を掲げる埼玉県からの更なる発信を望みます。

## (9) 多文化共生、外国人支援について

日本に住み、日本で働きたい外国人を受け入れ、共に暮らす仕組みを整えてください。

2022年12月末時点で、埼玉県に暮らす在留外国人数は21万2624人(人口に占める割合2.9%)と過去最高となっており、年々さらに増加しています。

- ① ヘイトスピーチ、ヘイトクライムなど、民族や国籍を理由にした差別を許さない埼玉県の実現に向けて、県内におけるヘイトスピーチ、ヘイトクライムの実態把握に努めてください。
- ② 学校法人埼玉朝鮮学園への補助金停止は差別であるとの埼玉県弁護士会からの勧告を真摯に受け止め、補助金支給を直ちに再開してください。
- ③ 多くの外国人が暮らす自治体として、日本に住む外国人への生活支援の第一歩である日本語支援を充実させてください。日本語教室などの日本語習得の場を増やすなど様々な支援をすることによって、日本語でのコミュニケーションが可能になれば、地域の日本人の不安も軽減し、トラブルや差別の防止にもつながります。
- ④ 在留外国人の子どもたちが十分な日本語を身に着けられるよう、小、中学校での日本語教育の制度を充実させてください。子どもたちが、十分な日本語を身に着けないまま大人になることは、子どもたちの将来を暗くするだけでなく、日本社会に大きな影響を及ぼし、安全な



暮らしが脅かされる結果になりかねません。学校での日本語教育の中で、日本社会で暮らすために必要なルールや文化を学べるよう、十分な予算をつけてください。

- ⑤ 日本への留学を希望して来日する若者がアパートなどの住まいを探すのが困難な状況にあります。大学や専門学校を卒業する彼らの中には、日本での就労を望む学生が多くいます。外国人だからという理由で貸家の契約ができない実情を改善するように努めてください。

#### 4. 安心して平和に暮らせる社会を維持するために

私たちは平和な世の中で、誰にも脅かされることなく生活する権利を有しています。しかし社会構造の歪みにより多くの戦争を引き起こす事態となっています。不平等、差別や偏見といった「構造的暴力」が取り除かれ、一人ひとりだれもが尊重される社会であるため、私たちは国の姿勢を注視しており、社会を脅かすようなことがある場合、県として国に声をあげていくことを強く要望します。

- ① 世界で戦争における原爆の被害を受けた唯一の国として、二度と核の被害者を出さないために、核兵器や軍事力に頼らず、故中村哲氏のような民衆交流による信頼力によって平和を生み出していけるよう、国に働きかけてください。
- ② 紛争や内戦、侵略、宗教的迫害などによって人権や生活が脅かされ、難を逃れてきた人たちに対する、入国管理の在り方について見直し、人道支援を通じて国際社会に信頼されるよう、国に働きかけてください。